

私道整備補助制度について

那覇市役所 道路管理課

・はじめに

この制度は、日常生活に欠く事のできない道路でありながら、用地の利権関係や構造等の欠陥により、公道として認定することが困難な私道を地元の方々が自主的に私道の整備をする場合に、市がその工事費の一部を補助することにより、生活環境の整備促進を図っていく制度です。

私道整備補助を受けようとする場合、次の各項目のとおりとなっております。



1. 補助の対象となる私道

整備補助の対象となる私道とは、多数の市民の方々に利用される道路で、次の条件を満たすものです。

1. 道路法の適用を受けてはいない道路で、地域住民及び一般市民の生活道路として利用されているもの。
2. 道路の幅員が、原則として3m以上あること。
(工作物などを撤去することで3m以上確保できる道路を含む)
3. 行き止まり私道(袋地)については、延長が35mを超えるもの。
4. 整備予定の道路沿いに、現に建物が4戸以上あり、かつ、建物の所有者が4人以上であること。
5. 道路築造後、10年以上経過した道路であること。
6. 工事完了後も引き続き地域住民及び一般市民に利用されること。
7. 道路部分の所有者へ施工の承諾が得られること。



2.補助の対象となる工事の種類

次の工事が対象となります

- ・舗装工事（アスファルト・コンクリート舗装）
- ・側溝工事
- ・土留壁（擁壁）工事

※道路保護を目的とするものに限る。

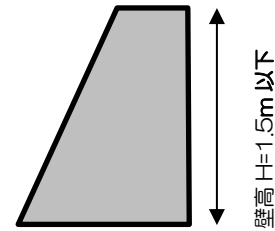
ただし、2項道路に接する角地については、敷地保護を目的とすることができる。

壁高は1.5m未満のものとする。

参考：舗装標準断面図



参考：土留壁標準断面図



3.補償対象の工作物の種類

2項道路に接する次にあげる工作物です。

- ・墓
- ・塀（建築申請のない敷地であること）

※塀を最築する場合は、道路の中心線から2m以上後退すること。

4.補助の金額

- ・工事費（消費税込み）の10分の9（90%）
- ・補助の金額は500万円を超えないものとします。

※表記の補助の金額につきましては、年度の予算の範囲での補助金執行となりますので、年度予算及び補助事業執行件数により上限額が変わることがあります。

5.施工業者について

私道整備に関して、那覇市で工事業者を指定することはありません。建設業法に基づく許可を受けている事業者であれば、どの工事業者でもかまいません。

業者の紹介は行っておりませんが、那覇市道路施設緊急修繕工事登録業者一覧を閲覧できますので、担当者までお問い合わせください。



6.事業承認申請

- 補助金交付申請にあたっては、あらかじめ代表者を選出し、以下の必要書類を提出してください。

必要書類：私道整備補助事業承認申請書（第1号様式）

代表者選任書（第2号様式）

位置図（縮尺 2500 分の1程度 工事箇所が把握できるもの）

平面図（縮尺 500 分の1程度 工事内容が確認できるもの）

※整備予定の道路について、補助の可否を審査し、承認決定します。

事業が承認されましたら、市より「私道整備補助事業承認通知書」を発行します。

7.補助金交付申請

- 補助事業の承認後、私道整備補助金交付申請書（第4号様式）と以下の必要書類と併せて提出してください。

必要書類：私道整備補助事業承認通知書の写し

権利者に関する調書及び整備承諾書、承諾書へ押印する印鑑証明書

工事標準断面図（縮尺 20 分の1～30 分の1程度）

構造図（縮尺 10 分の1程度）

工事見積書

私道の登記簿謄本

その他、市長が必要と認める書類

※1.補助金交付が決定後、市より「補助金交付決定通知書」を発行します。工事を開始する前と完了後にそれぞれ「着手届」及び「完了届」を提出していただきます。

※2.補助金交付申請前及び、交付決定通知前に着工した工事は、補助金交付の対象外となります。（事後申請不可）



8.実績報告

- 工事が完了しましたら、市へ実績報告が必要となります。

必要書類：工事写真

出来高図

資材伝票調書（使用予定材料が適正に使用されたか確認するため）

請負業者の請求書及び領収書

その他、市長が必要と認める書類

9.維持管理について

- 工事完了後の道路については、交付を受けた方々で道路の機能を損なわないように維持管理をおこなってください。



詳しくは「道路管理課 維持 G」まで
お問い合わせください。

那覇市役所 道路管理課 ☎098-951-3237